

(写し)

入企第375号

令和7年10月10日

入間市総合計画審議会

会長 三木 敏正 様

入間市長 杉島 理一郎

次期入間市総合計画について（諮問）

入間市総合計画審議会条例（昭和43年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 濟問事項

次期入間市総合計画について

2 濟問の趣旨

本市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画の策定について、今後、社会環境の変化が見込まれる中で、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図る観点から、貴審議会に諮問し、意見を求めるものです。

令和7年度第2回 総合計画審議会

令和7年10月10日
企画部 企画課
未来共創政策推進室

目 次

1. 審議事項

次期入間市総合計画・基本構想案について

(1)令和6年度の取り組み状況

- ・次期入間市総合計画策定方針
- ・まちづくりの目標に向けたタウンミーティングの実施・分析
- ・市民意識調査の実施・分析
- ・市政を取り巻く社会的背景と課題の整理

(2)令和7年度の取り組み状況

- ・次期入間市総合計画・基本構想案の作成

(3)次期入間市総合計画・基本構想案について

～審議～

2. 今後のスケジュール

次期入間市総合計画・基本構想案について

(1) 令和6年度の取り組み状況

次期入間市総合計画策定方針

- 次期総合計画を策定するにあたり、基本的な考え方や策定の根拠とすべき方針を、具体的に5項目に分類しました。

5つの具体的な事項

(1)計画策定の
目的と位置付け

(2)計画策定の
基本的考え方

(3)計画の
構成と期間

(4)策定体制

(5)計画策定
スケジュール

(1)長期的な展望をもって、市政を計画的に運営するよりどころ。現行の計画に引き続き、各分野の行政計画の最上位に位置付け、持続可能なまちづくりを推進するため、**まちづくり全体または各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的。**

(2)市民の目線に立った、本市に関わるすべての人にとって**わかりやすい計画**、各分野の**重点や優先順位を明確**にした計画、SDGsの達成や入間市の「パーカス」を意識した計画、市民とともにつくる計画、諸課題の整理・施策等の進捗管理。

(3)現行計画と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成。**計画期間は令和9年度から18年度の10年間。**実効性や社会情勢の変化に対応するため、**前期**を令和9年度から13年度、**後期**を令和14年度から18年度とする。

(4)「タウンミーティング」、「市民意識調査」、「こども・若者からの意見聴取」、「パブリックコメント」、「入間市総合計画審議会」といった市民の方からの意見聴取、庁内意見聴取、市議会への報告など。

(5)庁内において基本構想検討、審議会へ諮問・審議、パブリックコメント・市民説明会、基本構想を踏まえた基本計画の作成、審議会での審議、議会の議決、といった段階を踏みながら、令和8年度中に策定。※スケジュールは後述

まちづくりの目標に向けたタウンミーティングの実施・分析

- 10年間の市政運営における軸となるまちづくりの目標を定めるために、日常生活において市民の方々が感じている市政や市の課題を聴取。
- 令和6年5月～6月にかけて各地区センターで実施。7月7日には、子育て世代を対象に児童センターで実施。

地区センターのグループ討議

意見

各会場ではグループ討議が実施された。現行計画では大きく「6つ」の章に分かれているが、その中で最も多く議論されたのは、**第4章の「住みやすく緑豊かなまちづくり」**であった。

分析

意見を細かく見ると、「空き家への対策」、「交通安全」、「通学路の安全性」といった、**生活における安全や安心**に関するものが多かった。

具体的な意見の一例

- 顔のみえるつながりが災害時に役立つ
- 通学の安全確保、放課後や休日に子どもが安心・健全に過ごせる場が欲しい

児童センターでの意見と分析

- 11件の意見をいただき、特に「子どもの居場所」に対する意見が最も多かった（5件）



子どもが**安心して生活できる、成長できる環境**を求める意見が多かった

市民意識調査の実施・分析

- 5年間の基本計画の中間年と最終年に実施している調査（令和6年9月実施、令和8年実施予定）。
- まちづくり全般に関して、現状評価や意見を広く聴取するもの。

調査結果抜粋

(1) 将来の入間市はどのようなまちであってほしいか（3項目の選択式）

- 「高齢者や障害者が安心して生活できるまち」 (46.3%)
- 「鉄道やバスなどの公共交通網が整備された利便性の高いまち」 (34.8%)
- 「安心して子育てができるまち」 (34.4%)
- 「健康増進のための環境や医療体制が整ったまち」 (29.9%)
- 「防災・防犯体制の充実した安全で安心して暮らせるまち」 (24.1%)
- 「子どもの教育内容が充実したまち」 (22.5%)

分析

- 性別、年代別問わず、それぞれの年代において「安全・安心」に関する回答が上位を占めていた。
- 女性の子育て世代で「子どもの教育内容が充実したまち」の回答が多く、子どもの将来における安全と安心が求められていることがわかった。

(2) 「住みやすい」と感じられる点（2項目の選択式）

- 「多様な交通手段により、外出の際に不便がないこと」 (47.7%)
- 「まとまった緑地などの自然が多く残っていること」 (42.9%)
- 「防災・減災対策などがしっかりとしていて、安心して暮らすこと」 (24.5%)

- 日常生活における利便性や安全性の「住みやすさ」。
- ハード整備に併せて、自然と共生されていることが重要。

(3) 「住みやすさ」を実感していくために必要な市の取組

- 「市内外の企業等による民間活力を活用し、必要な策を講じて取り組むこと」 (47.7%)
- 「市民や市民団体等の協働により、必要な策を講じて取り組むこと」 (42.9%)
- 「市が単独で必要な策を講じて取り組むこと」 (24.5%)

- 「協働」については70歳以上の回答が5割を超えていた。
 - 引き続き取り組むべき表れ
- 「民間活力の活用」について30～59歳の回答が5割を超えていた。
 - 官民連携によるまちづくりの必要性

市政を取り巻く社会的背景と課題の整理

- 基本構想を策定するにあたり、社会的背景と課題を整理する必要があることから、部内検討チームを立ち上げ、さらに部内横断的な意見聴取を実施。庁内意見としてまとめた。

社会的背景と課題

**(1) 人口減少、少子化・高齢化
(SDGs、地方創生)**

**(2) こどもまんなか社会の実現
(こども支援・子育て支援、教育、地域共生)**

**(3) 脱炭素に向けた取組
(ゼロカーボン)**

**(4) 自然災害や未曾有の事態に対する備え・
都市の持続性
(公共施設マネジメント、コンパクトシティ)**

**(5) デジタル技術の進展によるくらしの変化
(DX、コミュニティ、文化)**

具体的な課題や解決策

- 人口減少や少子高齢化による税収減や社会保障費の増大
- 行政サービスやインフラの適正化
- 多世代間交流、多文化共生、価値観の多様化

- シングルファザー、シングルマザー、ヤングケアラー世帯等多様化
- こどもや若者の意見聴取、参画、活躍→権利の主体
- 学校や地域との連携、子育て環境の整備、こどもの地域参画

- 市民や企業等へ脱炭素意識の向上を図り、行動変容を促す
- 地域特性を活かした再生可能エネルギーの生成と供給
- 自然環境の保護と経済活動の維持、持続可能な社会の実現

- 予期せぬ感染症、戦争・テロや特殊詐欺等への備えや対応
- 地球温暖化の影響による豪雨や強風等自然災害への対応
- 災害後の早期復旧・復興に向けた防災レジリエンスの強化
- 公共施設等縮小や統合、多機能化等によるコンパクトシティ実現

- 生産性維持・向上のための積極的なデジタル技術の活用
- オープンデータ化による、官民連携の充実
- デジタルデバイドへの対応
- デジタル化の促進によるサービスの充実、職員意識の変容

(2) 令和7年度の取り組み状況

次期入間市総合計画・基本構想案の作成

次期入間市総合計画・基本構想案

- これまでの庁内外における意見聴取、それを踏まえた社会的背景と課題を整理したものを反映し、基本構想案の策定に移行。

基本構想案作成にあたって

◆まちづくりの目標・計画構成

- ◆人口推計
- ◆財政推計
- ◆土地利用
- ◆計画の基本的視点
- ◆施策の大綱

上記について各部との連携により整理し、基本構想の素案を作成



庁内パブリックコメント（各部からの意見聴取）を実施



次期入間市総合計画・基本構想案

2 今後のスケジュール

今後の想定スケジュール案

次期総合計画策定に向けた今後の想定スケジュール（令和7年度版）

令和7年10月10日（金） **令和7年度第2回総合計画審議会**：次期入間市総合計画について諮問、基本構想案の協議

令和7年10月10日から2週間程度（10月24日（金）までを想定）

基本構想案に対する**審議会委員の意見聴取・修正**

令和7年11月中旬～12月中旬

パブリックコメント・市民説明会：基本構想原案に対する市民の意見聴取

令和7年12月中旬から令和8年1月上旬

パブリックコメント・市民説明会の意見を反映し、基本構想原案を修正

令和8年1月下旬

第3回総合計画審議会：修正した原案説明及び再審議 ⇒ **基本構想案の成案として決定**

令和8年2月以降

庁内で基本構想成案を踏まえた基本計画案の検討・素案作成に進む

※～令和8年8月 基本計画成案作成

※令和8年第3回入間市議会定例会（9月議会）へ、次期入間市総合計画・基本構想を議案として上程

次期入間市総合計画

基本構想（素案）

1 10年間のまちづくりの目標

本市が目指す10年間のまちづくりの目標は次のとおりとします。

みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま

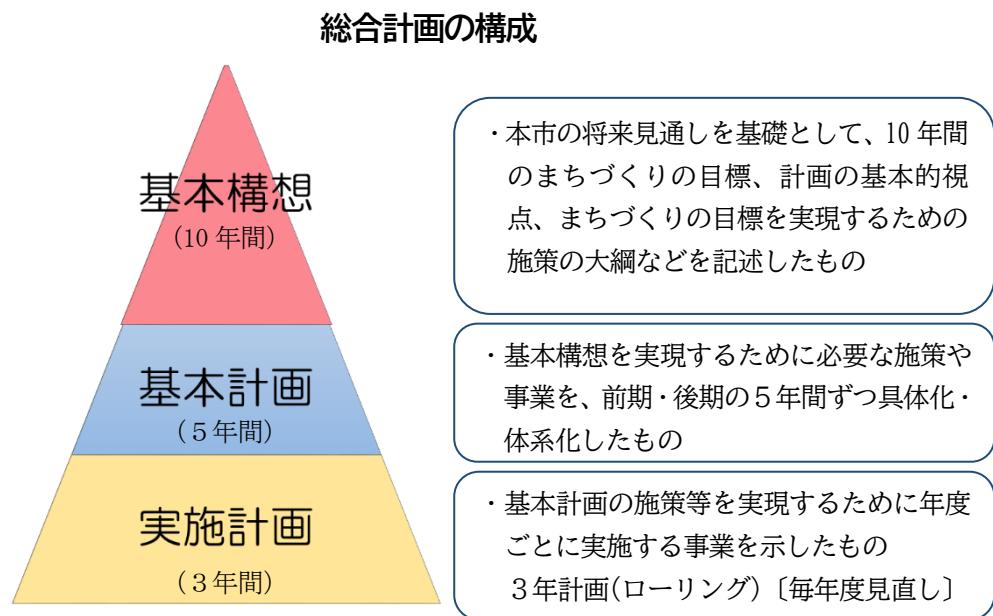
この目標は、第6次入間市総合計画におけるまちづくりの目標「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を踏まえて、これからの中10年間に求められる視点を追加して設定したものです。

「みんなでつくる」については、これまで市民との協働によるまちづくりを行ってきました。これからは、大人だけではなく、こどもたちをまちづくりの主体として尊重し、対話を重ね、実践につなげていくという思いと、本市が進めてきた官民連携や共創の取組における、市内外のステークホルダーも含めて、本市に関わる「みんな」とともにまちづくりを進めていくという思いを込めて、再定義します。

また、これからの中10年間においては、「住みやすさ」に加えて、持続可能な開発目標(SDGs)、Well-being(心身が良好な状態であること)といった視点も必要です。人は「心身が良好な状態」にあるときには「豊かさ」を感じます。市民を含めた入間市に関わる誰もが、日々の生活を支える「経済的な豊かさ」に加えて、「こころ」も「からだ」も心豊かで幸せを感じられることを目指してまちづくりを進めていくこととして、「誰もが豊かさを実感できるまち」とします。

2 計画構成、計画期間

この総合計画は、基本構想、基本計画および年度ごとに策定する実施計画で構成します。



基本構想は、令和9年度を計画期間の始期、令和18年度を計画期間の終期（目標年次）とする10年間の期間とします。

計画期間



3 計画の基本指標

本計画を推進するにあたり、基本指標として将来人口および財政見通しを示します。

これらの指標は、直近の一定期間の実績値を踏まえ、その変化率等から今後の動向を推計したもので
す。

※この「将来人口」および「財政見通し」は、計画策定の基本指標として過去の実績に基づき推計を行ったもの
であり、計画推進の目安となるもので、計画の目標ではないことをご理解ください。

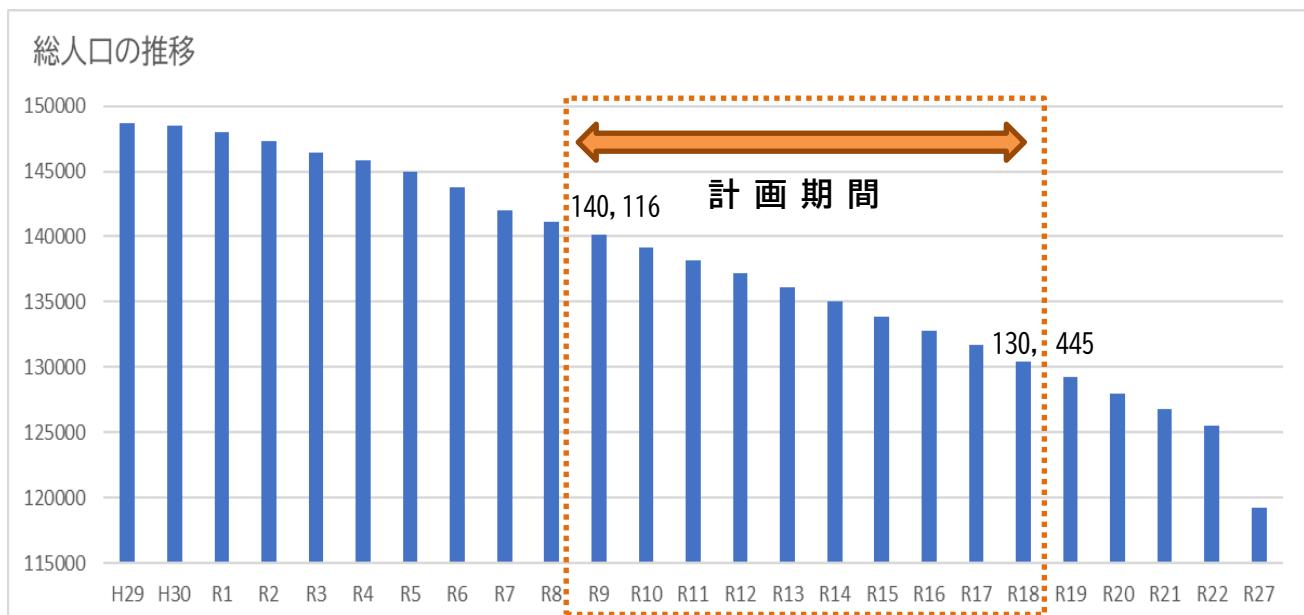
(1) 将来人口（予測）

① 総人口

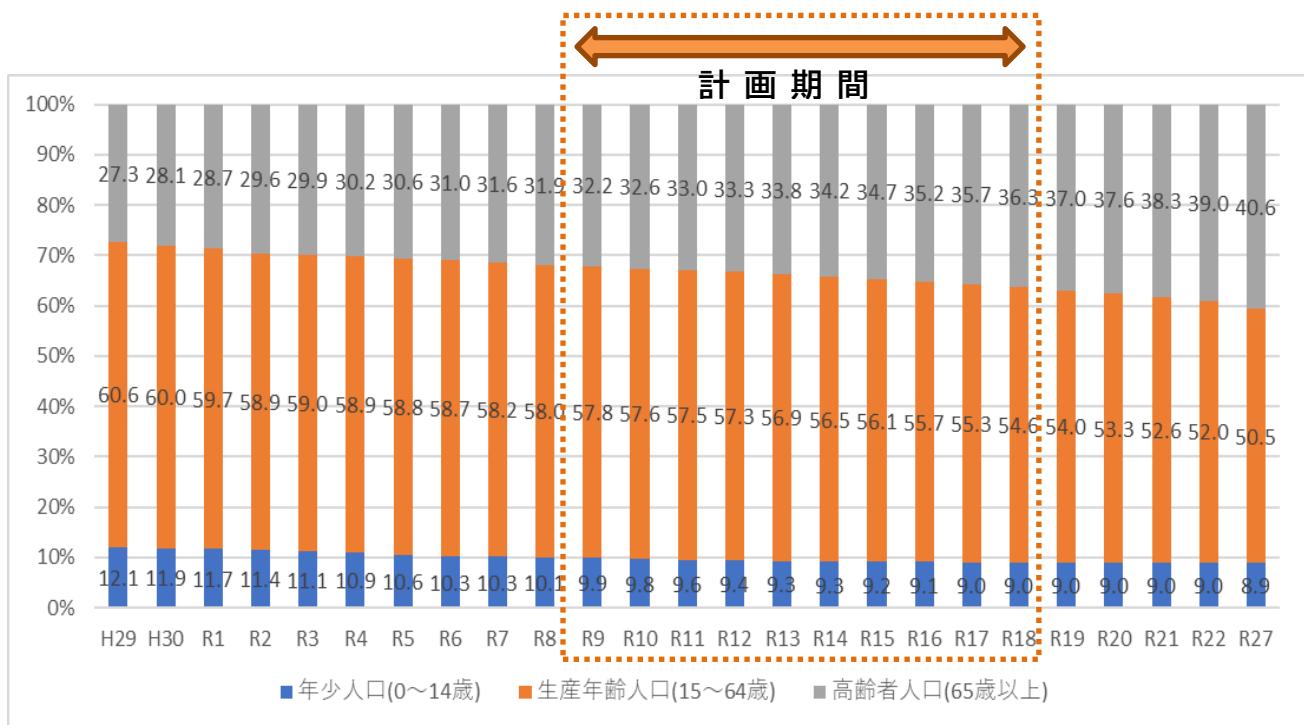
本市の人口は平成 23 年の 15 万 1,004 人をピークに徐々に減少しており、令和 7 年 4 月 1 日現在の
人口は 14 万 2,880 人です。

令和 5 年 4 月の国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によると、本市の人口は令和 27 年
(2045 年) には 12 万人を下回ると推計され、高齢者人口が約 40% を占める一方で、年少人口や生産
年齢人口は徐々に減少していくと推計されています。

本計画期間においても依然として人口減少が見込まれることから、計画期間の終期である令和 18
年（2036 年）における人口を概ね 13 万人と予測します。



② 年齢別人口構成



計画期間における人口推計表

年 人口	実績値		推計値	
	平成 23 年 (2011 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 18 年 (2036 年)
総人口	151,004 人	148,708 人	140,116 人	130,445 人
将来人口	概ね 130,000 人			
年少人口 (0~14 歳)	20,282 人 13.4%	18,002 人 12.1%	13,905 人 9.9%	11,772 人 9.0%
生産年齢人口 (15~64 歳)	100,471 人 66.5%	90,107 人 60.6%	81,033 人 57.8%	71,275 人 54.6%
高齢者人口 (65 歳以上)	30,251 人 20.0%	40,599 人 27.3%	45,178 人 32.2%	47,398 人 36.3%

(2) 財政見通し

近年の決算額や予算額を基礎データとして、過去の傾向や人口推計、確定している制度変更等とともに、計画期間内の財政見通しを算出しました。

これは、令和7年度時点での見通しを示すものであり、基本計画における事業や行政改革の効果、現時点では未確定の制度変更等の影響といった変動要素について見込んでいません。人口推計にも表れているように、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、税収減や社会保障費の増大が一層加速することが見込まれることから、これまで以上に財政状況が厳しくなることが予想されます。

4 土地利用

(1) 都市構造

地域の特性を踏まえながら拠点を形成するとともに、自然環境との調和に配慮した持続可能な都市構造とします。

◆ まちの拠点の形成

- 入間市駅周辺を商業・業務*の中心として拠点を形成していきます。
- 各鉄道駅や既存の公共施設を中心とする地域を、地域住民の日常生活の利便性を高めるさまざまな機能が集積した生活拠点として形成していきます。なお、生活拠点の中心である地区センターを多様な機能を有する地域のまちづくり推進拠点として活用していきます。
- 工業の中心拠点である武蔵工業団地および狭山台工業団地に加えて、圏央道青梅インターチェンジ北側地域を新たな工業の拠点として形成していきます。
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域を緑との調和に配慮しながら、流通系・商業系・工業系の産業が適正に配置された特定産業系*拠点として形成していきます。

◆ 拠点間の連携強化

- 拠点間における交通・情報・人のネットワークの最適化を図ることで、拠点間の連携が強化された都市構造を目指します。

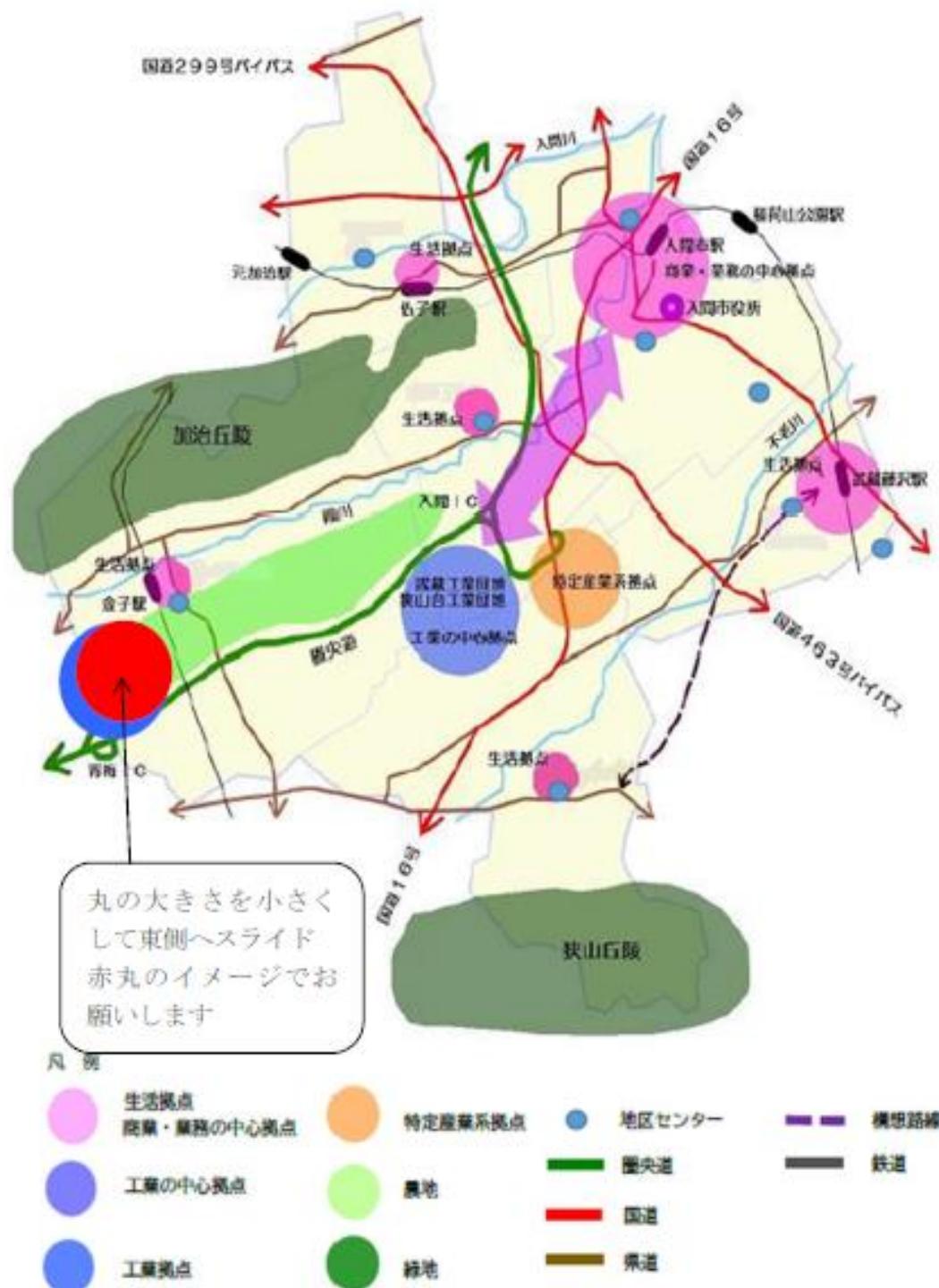
◆ 水辺と緑の保全

- 市内を東西に流れる入間川、霞川および不老川を市民が親しめる貴重な水辺空間として、加治丘陵および狭山丘陵を貴重な緑として保全していきます。
- 狹山茶の主産地である本市の金子台を中心に広がる茶畠等を農業生産地として保全するだけではなく、景観資源・観光資源としても保全していきます。

*商業・業務：店舗やオフィスなどの施設

*特定産業系拠点：都市計画法を根拠として条例に基づき指定を要する区域であり、本市の場合、流通系・商業系・工業系の施設の配置を図ることとしている。

都市構造図



(2) 土地利用構想

◆ 土地利用の基本的な考え方

土地利用については、基本的にこれまでの方針を維持しつつ、住居系・商業系・工業系など、それぞれの地域の特性に応じ、都市構造の拠点が形成されるように、計画的な土地利用を推進していきます。

また、自然環境との共生および歴史・文化遺産の保全を図り、それらと調和するまち並みの形成に努め、快適な生活ができる土地利用を進めます。さらに、災害リスクを最小限にとどめ、都市機能の持続性を高めることで、安心してくらせる土地利用を推進します。

◆ 土地利用構想

土地利用構想については、引き続き、都市的土地利用と自然的土地利用に分け、具体的には次のとおりとします。

○ 都市的土地利用

住居系地域 市街地は生活道路や公園等の整備を進めるとともに、計画的な基盤整備を図り、快適で安心してくらせる住宅地づくりを目指します。

商業系地域 入間市駅周辺を中心に、商業・業務機能の集積に努めます。また、武蔵藤沢駅周辺は引き続き地域の商業地としての機能の維持を図ります。

工業系地域 武蔵工業団地および狭山台工業団地は、今後も工業の中心地としての機能の維持を図ります。

工業系開発 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域においては、未来を見据えた多様なニアエリアに対応する SDGs 産業団地を形成し、優良企業やワーカーに選ばれ、地域に根付いた産業団地をめざします。

特定産業系 圏央道入間インターチェンジの周辺地域は、緑との調和に配慮しながら流通系、
地域 商業系、工業系の産業が適正に配置されるよう努めます。

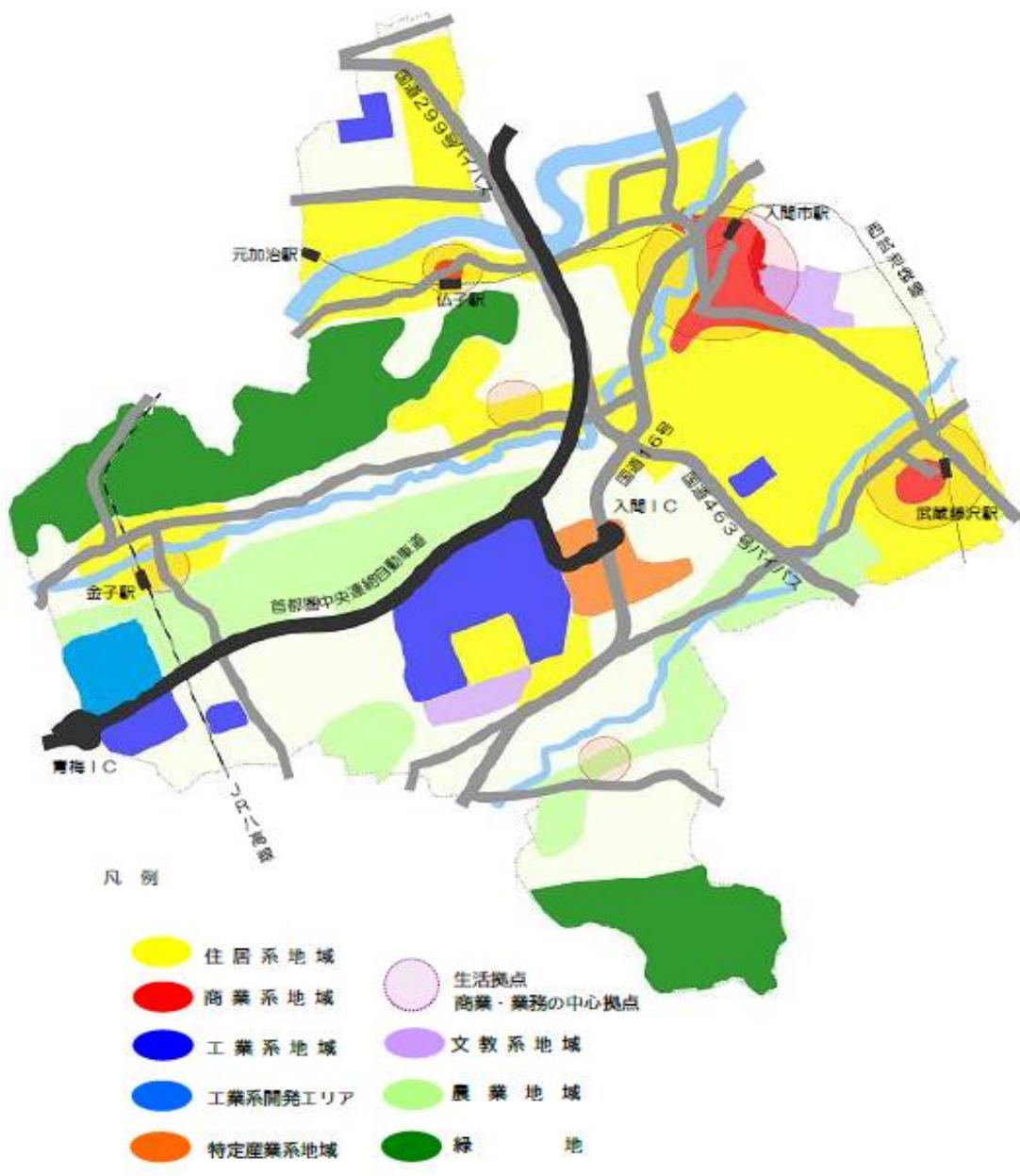
文教系地域 各教育・公共・公益施設の機能や特性を踏まえ、周辺の環境との調和や道路、交通機関等の利便性に配慮した地域としていきます。

○ 自然的土地利用

農業地域 市街化調整区域内の農地については、保全を図り農業振興のための土地利用を進めます。特に、金子台を中心に広がる茶畠は、景観資源としても保全・活用に努めます。

緑 地 加治丘陵および狭山丘陵の保全・活用に努めます。

土地利用構想図



5 計画の基本的視点

本計画の策定にあたって重視すべき基本的な視点について、次のとおり示します。

ここで示す5つの基本的視点は、計画策定の背景と課題でも触れているとおり、人口減少やそれに伴う厳しい財政状況を踏まえ、公共施設マネジメントやDXの推進による持続可能な行政運営やまちづくりを進めていくために、総合計画の各分野における施策を横断する重点的なテーマとして設定するものです。

(1) 人口減少、少子化・高齢化への対応

- すべての世代でささえあう社会の構築
- 人口の規模・年齢構成の変化に対応した行政運営の構築
- 誰もが住みやすく、働きやすいまちづくりの推進
- 多様な人材の力を生かした地域活性化
- 多様性を認めあい、誰もが自分らしく生きられるまちづくりの推進
- 保健・福祉・教育の連携による、誰もが健康でくらせるまちづくりの推進

(2) こどもまんなかの視点による行政運営

- こどもの権利が尊重され、すべてのこどもがその子らしく生きられる社会の構築
- こどもが社会参画するまちづくりの推進
- 安心して子育てができるまちづくりの推進

(3) 人と自然が共生した持続可能な社会の構築

- 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進
- 循環型社会に向けたまちづくりの推進
- 自然と共生した環境にやさしいまちづくりの推進

(4) 安全・安心な生活環境と都市（まち）の持続性の確保

- 誰もが安全・安心にくらせるまちづくりの推進
- 誰一人取り残さないコミュニティの構築
- 災害に強く、迅速な対応が可能なまちづくりの推進
- 柔軟性と回復力を備えた、しなやかさのある都市基盤の構築
- 都市（まち）をささえる公共施設や公共インフラの適正な管理と活用

(5) デジタル技術の進展に対応した行政運営

- 安全・安心にデジタル技術の恩恵を享受できるまちづくりの推進
- デジタルの力を効果的・効率的に活用した行政サービスの提供

6 施策の大綱

第1章 こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり（こども支援・教育）

〔目標〕切れ目ないぬくもりのある支援により、すべてのこども・若者が、その権利が尊重され、希望を持って学び、自分らしく成長できる環境を整えるとともに、すべての家庭が安心してこどもを産み育てられるまちをつくります。

第2章 多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり

（ダイバーシティ・コミュニティ・市民文化・生涯学習）

〔目標〕誰もが学び、成長し、活躍できる環境を整えるとともに、お互に認めあうことでコミュニティの活力を持続させ、地域の誇れる文化や歴史を継承・発展させていくまちをつくります。

第3章 健康で心豊かに過ごせるまちづくり（健康・スポーツ・福祉）

〔目標〕地域を基盤とした保健・福祉・教育の連携により、誰もが健康でくらせる社会をめざすとともに、主体的にスポーツや健康づくり、疾病予防に取り組む環境を整えていくことで、誰もが心身ともに健康で、幸せを実感できるまちをめざします。

第4章 地域が持続的に発展するまちづくり（経済・産業・観光）

〔目標〕狭山茶をはじめとした地域資源や社会基盤を最大限に活用することで、地域産業を活性化させるとともに、地域の特性や魅力の発信に努め、観光資源としても活用することで、持続可能なまちで地域経済が発展するまちをつくります。

第5章 都市と自然が調和した快適に過ごせるまちづくり（都市環境・自然環境・生活環境）

〔目標〕将来世代に豊かな環境を引き継ぐため、多様な主体が環境に配慮して行動することで、自然環境を守りつつも、都市環境を向上させ、良好な生活環境で快適に過ごせるまちをつくります。

第6章 安全で安心してくらせるまちづくり（危機管理・生活安全）

〔目標〕甚大化する災害や感染症など、さまざまなリスクを想定し、実態に即した危機管理体制を強化するとともに、地域やさまざまな主体と連携して、防災、防犯、交通安全対策に取り組み、市民が安全で安心してくらせるまちをつくります。

7 基本構想推進イメージ

